

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成 30 年 9 月 6 日経企第 1452 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成 30 年 9 月 6 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 (データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)</p> <p>3 当社は、X i 契約者又は第 2 種 X i コピキタス契約者 (この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴い災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)が、この約款に規定するデータ定額パック、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ、X i パケ・ホーダイ f o r ビジネス、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20、シェアパック 30、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10、ビジネスシェアパック 15、ビジネスシェアパック 20、ビジネスシェアパック 30 若しくはらくらくパックのうちいずれかを選択しているとき (その X i 又は X i コピキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。) 又は基本使用料の料金種別のうち、その X i 契約者が X i データプラン、X i データプランにねん、X i データプラン 2、X i データプラン 2 にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、その X i 又は X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。</p> <p>4 前項の規定において、X i 契約者が、料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の (8) の 2 に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック (以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。) を選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック等の定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成 30 年 9 月 6 日経企第 1452 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成 30 年 9 月 6 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 (パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例)</p> <p>3 当社は、F O M A 契約者又は第 2 種 F O M A コピキタス契約者 (この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴い災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)が、この約款に規定するデータ定額パック、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20、シェアパック 30、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10、ビジネスシェアパック 15、ビジネスシェアパック 20、ビジネスシェアパック 30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき (その F O M A 又は F O M A コピキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。) は、この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、その F O M A 又は F O M A コピキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。</p> <p>4 前項の規定において、F O M A 契約者が、料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の (7) の 3 に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p>